

子どもはぐくみ医療費助成制度の 変更市町村のお知らせ

徳島県健康増進課

平成28年7月1日より、阿南市が次のように制度を一部変更いたしますのでお知らせします。

○平成28年7月1日から変更

1 変更内容（助成対象年齢の拡大）

市町名	現行	変更後
阿南市	入通院とも中学校修了まで	入通院とも18歳に達する年度末まで

また、上板町においても、次のとおり変更されていますので、併せてお知らせします。

○平成27年9月1日から変更

1 変更内容（所得制限）

市町名	変更前	変更後
上板町	あり	なし

(参考)

阿南市：所得制限 なし（従来どおり）
自己負担金 なし（従来どおり）
食事療養費 あり（従来どおり）

上板町：助成対象年齢 入通院とも中学校修了まで（従来どおり）
自己負担金 あり（従来どおり）
食事療養費 なし（従来どおり）

※ 制度改正の詳細につきましては、各市町にお問い合わせください。
阿南市保険年金課（TEL 0884-22-1118）
上板町福祉保健課（TEL 088-694-6810）

担当 徳島県保健福祉部健康増進課
母子・こころの健康担当
TEL 088-621-2220

【参考】

子どもはぐくみ医療費助成制度公費負担者番号(平成28年4月1日以降)

市町村名	公費負担者番号		
	小学校修了まで	中学1年生以上	1レセプト600円徴収しない市町村
1 徳島市	45360013		
2 鳴門市	45360021		
3 小松島市	45360039		
4 阿南市	45360047	47360045	48360044
5 吉野川市	45360518	47360516	
6 阿波市	45360526	47360524	48360523
7 美馬市	45360534	47360532	48360531
8 三好市	45360542	47360540	
9 勝浦町	45360054	47360052	48360051
10 上勝町	45360062	47360060	48360069
11 佐那河内村	45360070	47360078	48360077
12 石井町	45360088	47360086	
13 神山町	45360096	47360094	48360093
14 那賀町	45360625	47360623	48360622
15 美波町	45360641	47360649	
16 牟岐町	45360195	47360193	
17 海陽町	45360658	47360656	
18 松茂町	45360237		
19 北島町	45360245	47360243	
20 藍住町	45360252	47360250	
21 板野町	45360260	47360268	48360267
22 上板町	45360278	47360276	
23 つるぎ町	45360617	47360615	48360614
24 東みよし町	45360633	47360631	

※ 公費負担者番号45の範囲は、便宜上「小学校修了まで」と表記して
 いますが、正確には「12歳に達する日以後の最初の3月31日まで」です。